

# 広島市道路交通局道路部街路課が発注する建設コンサルタント業務等総合評価落札方式実施要領

(令和6年7月24日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、広島市道路交通局道路部街路課が発注する建設コンサルタント業務等（以下「業務等」という。）において、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施について、法令並びに本市の契約に関する規則及びその他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、プロポーザル方式を適用しない、次のいずれかに該当する業務等に係る入札を対象とする。

- (1) 技術的検討の余地が大きいと認められる業務等において、企業、配置技術者の実績等に加え、業務の実施方針（業務理解度、実施手順及び工程計画等）を求めることにより、品質確保が期待できる業務等（標準型）
- (2) 技術的検討の余地が大きいと認められる業務等において、企業、配置技術者の実績等に加え、業務の実施方針（業務理解度等）を求めることにより、品質確保が期待できる業務等（簡易型）
- (3) 技術的検討の余地が小さいと認められる業務等において、企業、配置技術者の実績等を求めることにより、品質確保が期待できる業務等（特別簡易型）

2 前項の規定により総合評価落札方式を適用する業務等は、広島市道路交通局道路部街路課が発注する建設コンサルタント業務等総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て選定するものとする。

(提案の募集)

第3条 市長は、総合評価落札方式を適用する業務等の入札公告等を行う際には、必要に応じて、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を適用して入札を実施する業務等である旨
- (2) 当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）
- (3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限
- (4) その他総合評価落札方式を適用するために必要な事項

2 市長は、難易度の高い業務等においては、提案の提出前に、資料作成説明会を開催することができる。

(入札時に必要な資料)

第4条 市長は、価格以外のその他の要素について評価を行う際に、別表第1に掲げる様式のうち、必要な

技術資料等を提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

- 2 入札参加者は、指定された日までに指定された方法で、技術資料等を提出するものとする。
- 3 必要な技術資料等を提出しない入札参加者による入札又は提出された技術資料等に必要事項が記載されていない入札参加者による入札は無効とし、落札者とししない。
- 4 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(技術資料等の審査)

第5条 提出された技術資料等の審査及び採否については、審査委員会の審議を経て決定するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、提案者に対し、技術資料等の内容について、ヒアリングを実施することができる。
- 3 技術資料等の審査は、低入札価格調査マニュアルに規定する「総額失格基準」を満たす者について行う。
- 4 自己採点表の審査は、技術評価点と価格評価点を合計した評価値が最も高い者について行うものとし、評価項目毎の得点は自己採点を限度とし、審査後の得点が自己採点を下回る場合は0点とする。
- 5 前項の審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合は、再度前項の審査を行い、評価値の最も高い者が決定するまで繰り返すものとする。

(予定価格の作成)

第6条 市長は、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求める場合には、それぞれの提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用することができるよう予定価格を作成することができる。

(落札者決定基準)

第7条 市長は、落札者決定基準として、評価基準、評価の方法その他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第8条 前条の評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目は、総合評価落札方式の型式及び業務等の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定する。
- (2) 各評価項目に対する配点は、その必要度・重要度に応じて定めるものとする。
- (3) 評価項目毎の配点の合計から算出される技術点の配分点及び入札価格と予定価格から算出される価格点の配分点は、40～60点の範囲内とする。

(評価の方法)

第9条 総合評価は、技術評価点と価格評価点を足し合わせた評価値をもって行うものとする。なお、評価値は、少数第1位（少数第2位四捨五入）とし、同点となる場合は、少数第2位とする。以下繰り返し桁数を増やすものとする。

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点 = 技術点の配分点 × (評価項目毎の得点合計) / (評価項目毎の配点合計)

価格評価点 = 価格点の配分点 × (1 - (入札価格 - 調査基準価格) / (予定価格 - 調査基準価格))

なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、式中の入札価格を調査基準価格と読み替えるものとする。

なお、評価項目毎の得点は、少数第1位（第2位を四捨五入）とする。

(落札者の決定方法)

第10条 総合評価落札方式を適用する業務等の落札者の決定方法は、前条の規定により定められた評価の方法により評価値を算出し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする方法による。この場合において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定することとする。

(学識経験者の意見聴取)

第11条 市長は、総合評価落札方式を適用する場合において、令第167条の10の2第4項及び第5項に定めるほか、第6条に規定する予定価格を作成しようとするときは、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(評価内容の担保等)

第12条 受注者が提出した技術資料の内容は、発注者からの指示がない限り、全て履行し、業務完成時に履行が確認できる資料を提示しなければならない。

- 2 委託業務の履行確認及び検査にあたっては、受注者が提示した技術資料等の内容の履行状況について確認するものとする。
- 3 受注者の責めにより、技術資料等の内容が満足できなかった場合、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行うことができる。また、業務等の評定点に対して減点を行うものとし、減点方法は未実施の評価項目ごとに5点を減じるものとする。

(総合評価結果の公表)

第13条 入札契約担当者は、契約締結後速やかに各評価項目の得点、技術評価点、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月24日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

総合評価落札方式（建設コンサルタント業務等）に係る提出様式一覧

様式名		型式別様式		
		標準型	簡易型	特別簡易型
技術資料（表紙）		総 1 号	総 1 号	総 1 号
自己採点表		総 2-1 号	総 2-2 号	総 2-3 号 総 2-4 号※
企業の能力	企業の経験業務の業務成績評定点・優良業務表彰の実績	総 3 号	総 3 号	総 3 号
	企業の実施体制	総 4 号	総 4 号	総 4 号
配置予定技術者	管理技術者の資格・業務実績・優秀建設技術者表彰等の実績	総 5 号	総 5 号	総 5 号
	管理補助技術者の資格・業務実績・優秀建設技術者表彰等の実績	総 5-1 号	総 5-1 号	総 5-1 号
	管理技術者の経験業務の業務成績評定点	総 6 号	総 6 号	総 6 号
	管理補助技術者の経験業務の業務成績評定点	総 6-1 号	総 6-1 号	総 6-1 号
	担当技術者の資格	総 7 号	総 7 号	総 7 号
業務の実施方針	業務理解度	総 8 号	総 10 号	—
	実施手順及び工程計画	総 9 号	—	—

※ 別記様式総 2-4 号は、特別簡易型で業務分野が測量業務のみの場合